

平成28年6月21日

〒541-0047

大阪府中央区淡路町三丁目5番13号 創建御堂筋ビル7F

株式会社アチーゴ 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階

事務局長 野澤厚美

TEL : 052-265-9258

FAX : 052-265-9259

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成27年7月22日付申入書(以下「再申入書」といいます。)に対し、ご回答いただきありがとうございます。

さて、貴社からいただきました平成28年2月26日付申入書に対する回答書(以下「回答書」といいます。)の内容を踏まえまして、消費者保護及び救済の観点から、別紙のとおり改めて申入れます。

つきましては、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成28年7月21日までに上記連絡宛てに、書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、上記回答書において、同回答書の取扱いに十分な注意をするよう付言しておられますが、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがありますことを再度申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 第2条「本規約の範囲及び変更」について

第2条(本規約の範囲及び変更)

1 本規約は、本サービスの利用に際し、弊社及び会員に適用される。

2 弊社が、今後追加する追加規定は、本規約の一部を構成とする。本規約と追加規約が異なる場合には、追加規約を優先する。

3 弊社は、本規約に関する web サイトへの掲示もしくは電子メールによる連絡など弊社が適宜定める方法で利用者に通知することにより本規約を変更することがあります。

4 前項の通知を行った後に利用者が本サービスの利用を継続したときは、利用者は新しい規約を承認したものとみなし、変更時に変更後の本規約が適用されるものとします。

貴社は、回答書において、上記網掛け部分のように、変更後の本条3項及び4項を示されておりますが、同条項は、平成27年7月22日付申入書（以下「再申入書」といいます。）に記載した内容的要件について全く考慮されておらず、手続的要件についても不十分な考慮にとどまり、消費者の権利保護という観点から、なお重大な問題があると言わざるを得ません。

また、変更後第4項における「利用を継続」する際、解約をする機会が認められない場合、無条件で変更後の規約の承認をしたものとみなされることを強いられることになり、消費者の権利保護という観点から、なお重大な問題があると言わざるを得ません。

つきましては、再申入書記載の内容的・手続的要件を踏まえ、一例として次に挙げる各条項を参考とした上で、本条項を再度見直して下さい。

記

- 3 弊社は、全ての会員から規約の変更について同意を得ることが困難であり、その内容を画一的に変更すべき合理的な必要性が認められる場合は、変更後の規約の内容が、会員が当初の契約をした目的に反しない範囲であり、相当かつ

変更の事情に関して合理的なものである限り、会員の承諾なくして規約の変更を行うことができる。

- 4 変更後の本規約については、その効力が生じるとされる相当期間前までに、web サイトへの掲示及び電子メールによる連絡により、会員に対して周知した場合に限り、効力を生じるものとする。ただし、会員は、相当期間が経過するまでは、弊社に対し適宜の方法により連絡する方法により、本サービスを解約することができる。

第2 第6条「解約」について

第6条(解約)

1 会員が本サービスを契約期間満了後更新しない場合、契約満了日の 10 日前までに弊社宛に、解約申請フォームにて連絡しなければならない。(解約申請フォームは有料会員ページ内にごございます) ~~但し、会費に未納がある場合はこれを受け付けない。この場合、当社は未納会費の完済を確認後に退会処理を行うものとする。また、解約申請内容に不備があり、解約が正常に行われなかった場合の責を弊社は負わない。~~

2 会費未納期間が 30 日経過した時点で、弊社は弊社指定の管轄裁判所にて法的措置を取る、または当債権を債権回収代行業者に委託できるものとする。

3 会費未納期間が 30 日経過した時点より、年利 9.1%の遅延損害金を請求できるものとする。

4 第1項の連絡がない場合、本サービスの契約が満了前の契約と同内容で自動更新されるものとし、会員は更新後の契約について下記の通り会費を支払うものとし、以後も同様とする。

1 ヶ月契約 29,800 円 (消費税込み)

6 ヶ月契約 149,000 円 (消費税込み)

12 ヶ月契約 258,000 円 (消費税込み)

5 契約更新の際には、事前に弊社よりお客様に対し更新の意思確認の連絡は行わない。但し、更新前の連絡を希望する場合、事前にその旨を弊社へ伝えれば連絡を行う。

6 会員が本規約に違反し、契約期間中に会員資格を取り消された場合でも、残りの契約期間分の返金は一切行わない。

7 弊社は、クーリング・オフ期間を除いては、既に支払われた料金等を、一切払

い戻ししない。

1 本条第7項について

本条第1項但書及び第6項については、上記のとおり削除ないし変更済みですが、本条第7項は、本サービス契約は、再申入書に記載したとおり、貴社に平均的損害を超える利得が生じることが明らかな条項であり、消費者契約法第9条1号により、平均的損害を超える部分は無効となります。

よって、本条第7項を削除ないし、一例として次に挙げる条項を参考とした上で、消費者契約法9条に適合するよう、再度見直してください。

記

7 弊社は、契約期間満了前に、本サービスの契約が終了した場合は、残りの契約期間に応じて、支払い済み料金を会員に払い戻すものとする。

第3 第11条「自己責任の原則及び免責事項」について

第11条(自己責任の原則及び免責事項)

1 投資資産の運用は、会員の意思に基づき、会員自身により行われるものであり、弊社の助言は会員の投資を強制するものではない。

2 弊社は、会員が本サービスを利用し、会員自ら行った投資により発生した一切の損害について、いかなる責任も負わない。

3 弊社は、次に掲げる事項のいずれかにより生じる会員の損害については、その責を負わない。

①各種データは、弊社が信頼する情報提供元より提供されていますが、各提供情報内容の誤謬による推奨値の不正確性。

②通信回線及びシステム機器の障害。

③天災地変などによる障害。

④管轄官庁の命令があるときは、会員の承諾を得ることなく、情報提供サービスの全部又は一部を一時的に停止することができる。

4 前項の定めに関わらず、本契約に定める当社の免責については、損害発生の直接的原因となる事由に関して、当社の故意または重過失に起因する場合には適用しないものとします。

上記網掛け部分のように、第4項を追加する旨ご回答いただいておりますが、同項を適用した場合であっても、損害発生の直接的原因となる事由に関して、貴社の軽過失に起因する場合には、第3項が適用される結果、貴社が追うべき損害賠償額の全額を免除されうることになります。

しかしながら、消費者契約法8条1項1号及び同3号は、貴社に軽過失が認められるに過ぎない場合であっても、貴社が支払うべき債務不履行責任・不法行為責任に伴う損害賠償額の全額を免除する条項は無効としているところ、本条第3項は、第4項が追加されたとしても、なお消費者契約法8条に違反しています。

つきましては、本条第3項を削除してください。削除しない場合は、消費者契約法8条に沿うよう、一例として次に挙げる条項を参考とした上で、再度見直してください。

- 3 弊社は、次に掲げる事項のいずれかにより生じる会員の損害について、弊社に故意又は過失が認められない場合は、その責を負わない。

以上